

令和7年4月14日

【福島市就学援助】申請書返送の際の誤送付

就学援助受給申請書の不備について申請者に修正を依頼する際に誤送付がありました。詳細は、以下のとおりです。

記

1 内容

福島市就学援助受給申請書の内容に不備があり、在籍する学校を通じて申請者に返送して修正を依頼したもの2件に関して、一方の申請者に対し、他方の申請者の申請書も同封して送付したものです。

2 対応経過

4月10日 (木)	16時40分頃 17時00分頃 17時10分頃 17時35分頃	■申請者 A から電話連絡にて、申請者 B の申請書が1通混入していると学校教育課に連絡あり。 ■学校教育課から学校へ連絡。 ■学校側が電話連絡のあった申請者 A へ連絡し、電話で誤送付を謝罪。誤送付した申請書を11日に学校へ持参していただくことで了解を得た。 ■学校側が申請者 B へ誤送付の経過を説明し、電話で謝罪。11日に自宅を訪問し、申請書をお届けすることで了解を得た。
4月11日 (金)	8時40分頃 10時頃	■電話連絡のあった申請者 A が学校へ来校。学校の担当者等が改めて謝罪し、誤送付した申請書を受領した。 ■学校の担当者等が申請者 B の自宅へ訪問し、申請書をお届けし、改めて謝罪。

3 原因・再発防止策

(1)原因

保護者宛ての書類を学校に送付する際、複数の申請書を重ねて1つの封筒に入れていたことにより、学校の担当者が2件の申請書を1件と誤認し、申請者に送付したことによるもの。

(2)再発防止策

- ①学校と学校教育課の間で申請書をやり取りする際は、書類の内容や件数を明示した一覧を添付する。
- ②学校が保護者に書類を送付する際は、複数人で一覧を確認するように依頼する。

担当:学校教育課 庶務係
課長 芳賀 忍、庶務係長 渡辺
電話 024-572-3987(直通)